

ガバナンス・コード 第2.0版 「2026 年点検結果報告書」

① 法人名称	学校法人 四徳学園
② 設置大学名称	長野保健医療大学
③ 点検結果の確定日	2026 年 9 月 3 日
④ 点検結果の公表日	2026 年 9 月 7 日
⑤ 点検結果の掲載先 URL	https://shitoku.ac.jp/corporation/disclosure/governance-code

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定と進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明
なし	

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明
なし	

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神	建学の理念、大学の目的、学びの特徴などについて、大学ウェブサイト等を通じ、学生だけでなく広く社会に示している。
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	大学全体として、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーを、大学ウェブサイト等を通じ、明確に示している。 <u>また、教育及び学修の成果を客観的かつ多面的に評価・分析し、その結果に基づき教育の質を向上させるため、アセスメント・ポリシーを策定した。</u>
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長は、我が国の <u>保健・医療・福祉の充実・発展に寄与する</u> という本学の目的を達成するため、リーダーシップを発揮し大学教学運営を統括しており、副学長は、学長の命じるところにより、本学の業務を掌理する学長を補佐している。また、大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置し、 <u>月 1 回開催</u> している。
実施項目 １－１④	説明
教職協働体制の確保	教員と事務職員等は、大学価値の向上を確実に推進するため、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るよう適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保している。
実施項目 １－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組の基本方針・年次計画の策定及び推進	ファカルティ・ディベロップメント(FD)については、教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、FDSD 委員会を設置し、年次計画に基づき取組みを推進している。スタッフ・ディベロップメント(SD)については、全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進している。

原則１－２ 中期的な計画の策定と進捗管理

実施項目 １－２①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び実効性のある計画の策定	安定した経営を行うために、事務局企画部が、認証評価等を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく中期計画の案を策定し、大学運営会議、学園理事会での審議を経て決定している。

実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	中期計画の進捗状況や財務状況については、事務局及び自己点検評価委員会で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めている。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神に基づく人材育成とともに、社会や地域の要請に応じた学びの機会を提供するため、同窓会等と連携し、時代の要請に応じた生涯学習の場を提供している。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めるとともに、地方自治体、公共団体との連携事業等を通じて、「知の拠点」としての大学の役割を果たしている。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	ハラスメント等に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処し、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針をはじめ、多様性への対応を実施している。
実施項目 2－2②	説明
女性の役員等への積極的な登用への配慮	現在、評議員 12 名中、女性 1 名を登用しており、また、 <u>副学長 4 名中 1 名が</u> 、教授 19 名中 8 名が女性である。引き続き、役員等や教職員幹部についても、積極的な女性登用に取り組んでいく。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格、構成及び選任方法を寄附行為において、明確に規定している。また、理事は法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行うべきこと等その責務を明確に定めている。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会は、<u>3 カ月に 1 度</u>定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令及び寄附行為に従い、必要な事項については、評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議、決定している。 理事会及び評議員会の役割、権限及び体制や運営に関することを寄附行為に定め、適切に理事会、評議員会の運営を行っている。

実施項目 3-1③	説明
理事への情報提供等の充実	高等教育に関する文部科学省からの提供情報や、議事の審議に必要なとなる様々な情報について、適時適切に情報提供を行っている。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の選任基準となる資格、職務等を寄附行為に定め、理事会で監事候補者を審議し、評議員会の決議により選任している。会計監査人は、監事の決定に基づき理事会で候補者を審議し、評議員会の決議により選任している。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び監査部門等の連携	監事は、寄附行為施行細則に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告、これを公表している。また、監事及び会計監査人は、監査結果について意見を交換し、監事監査の機能の充実を図っている。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供等の充実	監事に対し、審議事項に関する情報提供を行うなど、理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行っているほか、監事の研修機会の確保に努めている。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の定数と属性、構成割合、資格及び選任方法を寄附行為に明確に定めている。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の招集や決議事項・諮問事項、評議員の役割、責務を寄附行為に定め明確にしている。理事会と評議員会の決議が異なる場合については、再度評議員会を招集し、全ての理事が出席するよう、その手続きを寄附行為に定めている。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供等の充実	評議員に対して、審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行っている。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	「リスク管理規程」を定め、リスクの顕在化防止や顕在化した場合の対応方法等を定め、リスク管理体制を整備している。また、様々な事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するための「危機管理規程」及び業務継続のための「業務継続計画（BCP）」を整備している。
実施項目 3－4②	説明
法令遵守のための体制整備	理事及び職員の職務の執行が法令、寄附行為に適合することを確保するために「コンプライアンスの推進に関する規程」を定め、コンプライアンス推進に関する体制を整備している。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報を、ホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たしている。
実施項目 4－2①	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	公開方法は、インターネットを使った Web 公開に加え、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学パンフレット」をはじめ様々な媒体も活用しているほか、学校法人に関する情報については、関係書類を本館事務室に備え置き、請求があれば閲覧に供している。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明
なし	